

2013年度地方財政計画と地方財政

高木健二

はじめに

安倍内閣は、金融緩和、財政出動、成長戦略を三本の矢と称する経済政策を掲げ、日銀を動員して2%の物価値上げ目標（インフレターゲット）設定、国債買取基金一〇兆円増額、貸出基金一一〇兆円新設等を打ち上げたため、円安と株高が始まり、輸出産業中心に経済は一時的に活況を呈している。公共事業拡大のための国債増発、日銀の国債引受けの発言の中でも、まだ金利は低水準が続いており、国債価格の暴落、金利の高騰を招くに至っていないが、今後はその危険性は否定できない。

また円安により原油価格、穀物価格の高騰、これらと関連するあらゆる食料品の値上げ、各種の輸入品の価格高騰も始まっており、賃金や所得が上がらない中、国民生活への影響が次第に大きく

なってきた。このままの状態が続けば、来年度からの消費税の増税と相まって勤労国民、年金受給者などの生活を直撃・圧迫することになるのは必死である。

こうした中、安倍内閣は、経団連、経済同友会などと「団体交渉」を行い、賃金引上げを要求している状況にある。また財政出動として公共事業が拡大実施されるが、その経済的乗数効果は限定的であるが、どうせやるならば、トンネル、橋りょうなどを中心とした戦後の社会資本の老朽化がもはや無視できない状況になっており、地方自治体でも、これらの再構築を重点的に進めるべきであろう。

1 二〇一二年度補正予算と地方財政

二〇一三年一月一日に二〇一二年度補正予算案が次のとおり閣議決定された。

(表1) 2012年度 補正予算対策

区 分		歳 入	区 分		歳 出
税 収		2,610	事前防災・減災等関連経費		22,005
税外収入		1,495	成長による富の創出関連経費		26,924
公 債 金		52,210	暮らしの安心・地域活性化関連経費		31,017
前年剰余金受入		8,706	うち地域の元気臨時交付金		13,980
			その他の経費		2,397
			既定経費の減額	▲	17,322
前年剰余金受入(復興財源)		11,165	復興特会への繰入		14,493
			国家公務員等の人件費削減	▲	3,328
年金特例公債金		25,842	基礎年金国庫負担等		25,842
合 計		102,027	合 計		102,027

(表2) 2012年度 東日本大震災復興特別会計補正予算

区 分		歳 入	区 分		歳 出
復興特別税収		252	復興関係経費		3,177
税 外 収 入		▲ 2	既定経費の減額		▲ 1,120
一般会計からの繰入		14,493			
来年度の復興財源の追加		▲ 2,790	来年度の復興財源の追加(復興債の償還)		9,895
合 計		11,953	合 計		11,953

① 二〇一二年度分の地方交付税二九〇六億円（精算分、自然増分）については、二一九九億円は二〇一三年度に繰越し、七〇七億円は調整額として二〇一二年度に交付する。

② 二〇一二年度分の地方交付税の月割交付に伴う金利負担〇・五億円を加算交付する。

③ 投資的経費の地方負担については、一〇〇％地方債を充当し、元利償還金の五〇％分は「公債費方式」、五〇％分は「単位費用の算定方式」により基準財政需要額に算入する。地方債の対象にならない経費については、追加財政需要額四七〇億円の一部で対応する。

④ 「地域の元氣臨時交付金」は、公共事業費、施設費（国庫補助事業、地方単独事業）の地方負担額の八割に相当する額として一兆一九八〇億円を交付する。財政力の弱い自治体は地方負担額の九割を交付する。

⑤ 二〇一二年度分の「震災復興特別交付税」を一〇四七億円加算する。復旧・復興事業の地方負担額は復興特別交付税で全額措置する。震災復興特別交付税の対象外の地方負担額は一〇〇％地方債を充当し、元利償還金の八〇％を「公債費方式」で基準財政需要額に算入する。

2 二〇一三年度政府予算

① 二〇一三年度一般会計予算は、歳入では、

税収が七五〇〇億円、その他収入（剰余金二二〇〇億円）が増え、赤字国債は一兆二五九〇億円減額した。年金特例公債金（赤字国債）は、基礎年金の国庫負担分である。

② 歳出では、生活保護費等を削減したが、社会保障関係費は二兆七三三億円増額になった。地方交付税は、地方財源不足の減少もあり、二〇一三億円の減額となった。公共事業

(表3) 2013年度 政府一般会計予算

歳 入	2013年度			歳 出	2013年度		
	2013年度	2012年度	前年度比		2013年度	2012年度	前年度比
税 収	430,960	423,460	7,500	社会保障関係費	291,224	263,901	27,323
その他収入	40,535	37,439	3,096	文教科学技術振興費	53,687	54,113	▲426
うち建設公債	57,750	59,090	▲1,340	国 債 費	222,415	219,442	2,973
うち赤字公債	370,760	383,350	▲12,590	地方交付税交付金等	163,927	165,940	▲2,013
年金特例公債金	26,110	0	26,110	防衛関係費	47,538	47,138	400
				公共事業関係費	52,853	45,734	7,119
				経済協力費	5,150	5,216	▲66
				中小企業対策	1,811	1,802	9
				エネルギー対策費	8,496	8,144	352
				食料安定供給関係費	10,539	11,041	▲502
				恩給関係費	5,045	5,712	▲667
				経済危機地域活性化予備費	0	9,100	▲9,100
				その他の事項関係費	59,931	62,556	▲2,625
				予 備 費	3,500	3,500	0
合 計	926,115	903,339	22,776	合 計	926,115	903,339	22,776

(表4) 2013年度 東日本大震災復興特別会計

歳 入	2013年度			歳 出	2013年度		
	2013年度	2012年度	前年度比		2013年度	2012年度	前年度比
復興特別税	12,240	5,305	6,935	東日本大震災関係経費	37,178	32,500	4,678
一般会計受入金	12,462	5,507	6,955	復興費	662	1,253	▲591
その他収入	112	118	▲6	復興加速・福島再生予備費	6,000	4,000	2,000
復興公債金	19,026	26,823	▲7,797				
合 計	43,840	37,754	6,086	合 計	43,840	37,754	6,086

(表5) 2013年度 財政投融资計画

区 分	2013年度		
	2013年度	2012年度	前年度比
民間投融资等支援関連	88,137	82,779	5,358
長期リスクマネー供給	1,482	4,508	▲3,026
民間企業等金融支援	83,629	81,297	2,332
地 方	48,510	46,970	1,540
地方公共団体	36,810	38,870	▲2,060
地方公共団体金融機構	11,700	8,100	3,600
教育・福祉・医療関連	14,080	13,365	715
日本学生支援機構	8,605	8,383	222
福祉医療機構	4,205	3,588	617
そ の 他	33,169	33,368	▲199
高速道路保有償返済機構	23,860	22,860	1,000
都市再生機構	4,910	4,777	133
住宅金融支援機構	2,640	3,000	▲360
合 計	183,896	176,482	7,414

は七一九億円の増額となった。借入返済の国債費も二九七三億円増加した。

③ 二〇一三年度東日本大震災復興特別会計は六〇八六億円の増額になった。旧政権の二〇一一年から五年間で一九兆円の予算規模を超えることになった。

④ 二〇一三年度財政投融资計画は、地方公共団体への融資を二〇六〇億円削減し、民間企業等金融支援を二三三二億円増額した。

3 二〇一三年度地方財政計画

(1) 地方財政の財源不足とその補てん対策

地方財政の財源不足は、次のとおりの要因で発

生ずる。

①国が法令等で地方自治体に義務付ける事務事業が多い、②分権化で義務付けが緩和されても国の関与が地方自治体の事務事業の多方面に及んでいる、③国の法令等の義務付けがない場合も、地方自治体が実施しなければならない不可欠な事務事業が多い、④国の補助金には必ず地方負担が伴

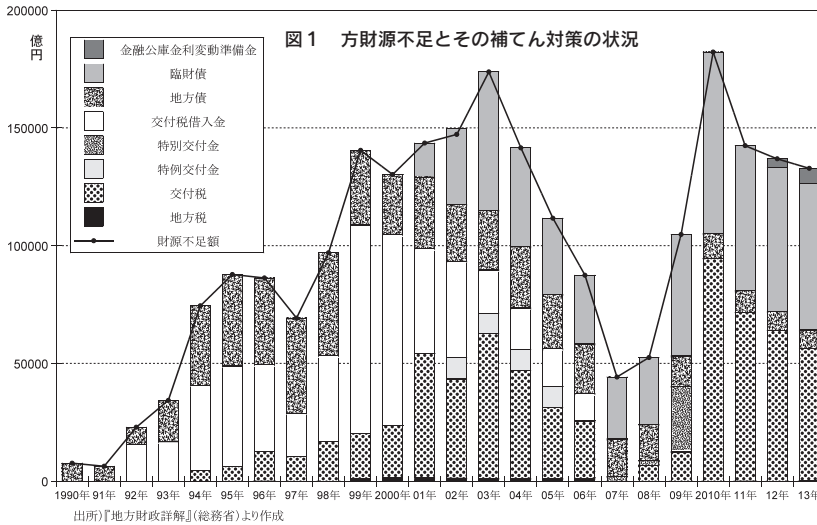


図1 方財源不足とその補てん対策の状況

出所)『地方財政詳解』(総務省)より作成

う、⑤これらの経費を賄うべき地方自治体の地方税等の固有の財源が少ないために地方財源不足が発生する。

この地方の地方税等の一般財源の不足は、国の責任で地方交付税等の一般財源で補てんするのが地方交付税制度の筋であるが、国は国税などの財源不足を理由に多額の地方債(財源対策債、臨時財政対策債)で補てんしてきている現状にある。

二〇一三年度は、一三兆二八〇八億円(前年度比四〇三八億円減額)の地方財源不足が発生したが、これに対して、地方交付税五兆六一七六億円、財源対策債八〇〇億円、臨時財政対策債六兆二一三二億円、地方公共団体金融公庫利子変動準備金六五〇〇億円で補てんした(図1「地方財源不足とその補てん対策の状況」を参照)。

臨時財政対策債分は、後年度に元利償還金の一〇〇%が地方交付税の基準財政需要額に算入されるが、財源対策債は五〇%程度しか算入されないため、借金体質が進むことになる。金融公庫利子変動準備金は三年分を二年間で使い切ったため、来年度の補てん対策では地方消費税増税等を勘案し新たな対策が必要になる。

(2) 二〇一三年度地方財政計画の歳入・歳出

二〇一三年度の地方財源不足の補てん対策が決まり、特に地方交付税総額が確定したため、地方財政計画が次のとおり決まった(表6「二〇一三

年度地財計画の歳入・歳出」を参照)。

地財計画の歳入・歳出規模は、八一兆九一〇〇億円で、わずかに四〇〇億円だけ前年度を上回った。今年度の地財計画の最大の特徴は、以下でみるように景気対策のために公共事業を大盤振る舞いし、その分の財源確保のために給与関係費を大幅削減し、結果的に地方交付税総額も減額したことである。

東日本大震災対策費のうち全国防災事業費が四三二九億円削減されているが、この分は、地財

(表6) 2013年度地財計画の歳入・歳出

歳入項目			歳出項目			
2013年度	2012年度	前年度比	2013年度	2012年度	前年度比	
地方税	340,175	336,569	3,606	197,500	209,800	▲12,300
道府県民税所得割	45,672	45,106	566	177,900	188,200	▲10,300
道府県法人事業税	25,109	24,527	582	19,600	21,500	▲1,900
市町村民税所得割	68,477	67,661	816	318,257	311,406	6,851
市町村民税法人税割	13,921	13,858	63	163,919	158,820	5,099
町村固定資産税	85,968	85,554	414	139,993	138,095	1,898
地方譲与税	23,470	22,615	855	14,950	15,000	▲50
地方特例交付金	1,255	1,275	▲20	106,698	108,984	▲2,286
地方交付税	170,624	174,545	▲3,921	56,668	57,354	▲686
地方債	111,517	111,654	▲137	50,030	51,630	▲1,600
臨時財政対策債	62,132	61,333	799	7,550	7,550	
財源対策債	8,000	8,200	▲200	4,550	4,550	
国庫支出金	118,503	117,604	899	131,078	130,800	278
普通補助負担金	91,063	89,890	1,173	25,753	26,600	▲847
公共事業補助金	24,745	24,984	▲239	16,376	16,800	▲424
使用料・手数料	13,888	14,037	▲149	9,889	9,667	222
雑収入	39,852	40,444	▲592	7,500	6,500	1,000
歳入合計	819,100	818,700	400	819,100	818,700	400

(表9) 2013年度地方債計画

(単位/億円)

項目	2013年度	2012年度	前年度比
一般会計債	47,966	49,969	▲ 2,003
公営企業債	23,200	24,849	▲ 1,649
臨時財政対策債	62,132	61,333	799
退職手当債	1,700	3,700	▲ 2,000
その他	1,880	450	1,430
合計	136,878	140,301	▲ 3,423
うち普通会計	112,723	115,954	▲ 3,231
うち公営企業会計	23,875	24,347	▲ 472
公的資金	58,530	60,610	▲ 2,080
民間資金	78,348	79,691	▲ 1,343

(表7) 東日本大震災復旧復興事業

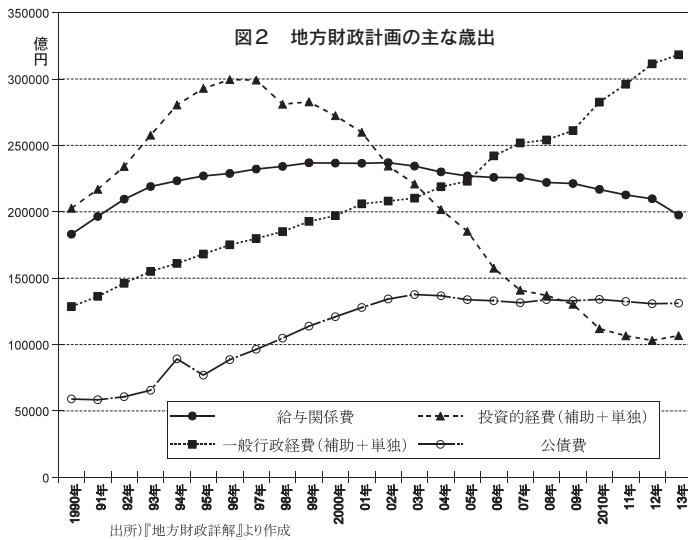
(単位/億円)

歳入項目	2013年度	2012年度	前年度比	歳出項目	2013年度	2012年度	前年度比
災害復興特別交付税	6,198	6,855	▲ 657	直轄・補助事業費	22,000	14,284	7,716
国庫支出金	18,000	10,772	7,228	内大震災復興交付金分	6,000	3,553	2,447
内大震災復興交付金	4,896	2,842	2,054	地方税減収見合い歳出	895	1,271	▲ 376
地方債	233	127	106	地方単独事業費	1,220	2,200	▲ 980
合計	24,000	17,788	6,212	合計	24,000	17,788	6,212

(表8) 東日本大震災全国防災事業

(単位/億円)

歳入項目	2013年度	2012年度	前年度比	歳出項目	2013年度	2012年度	前年度比
地方税	123		皆増	防災対策補助直轄事業費	1,800	4,899	▲ 3,099
一般財源充当分	130	96	34	地方単独事業費		1,400	▲ 1,400
国庫支出金	800	2,059	▲ 1,259	公債費	258	30	228
地方債	973	4,173	▲ 3,200				
雑収入	5	1	4				
合計	2,000	6,329	▲ 4,329	合計	2,000	6,329	▲ 4,329



計画の歳出で防災・減災事業費四五〇億円として計上されている。地方債計画は、普通会計債、公営企業債も削減されている。

(3) 地方財政計画の歳出

主な歳出をみると、投資的経費はピーク時の三〇兆円規模から一〇兆円規模の三分の一に下がっている。給与関係費もこの二三年間、一貫して低下

① 給与関係費

給与関係費は前年度比一兆二三〇〇億円削減された。その減額内容は、給与削減措置によるもの八三五九億円減、給与改定によるもの二五〇億円減、昇級によるもの一九六億円減、職員数減によ

が続けている。借金返済の公債費は一三兆円規模の高水準で推移している。一般行政経費(社会保障費など)だけが、一〇兆円規模から三〇兆円規模に増大している(図2「地財計画の主な歳出」を参照)。

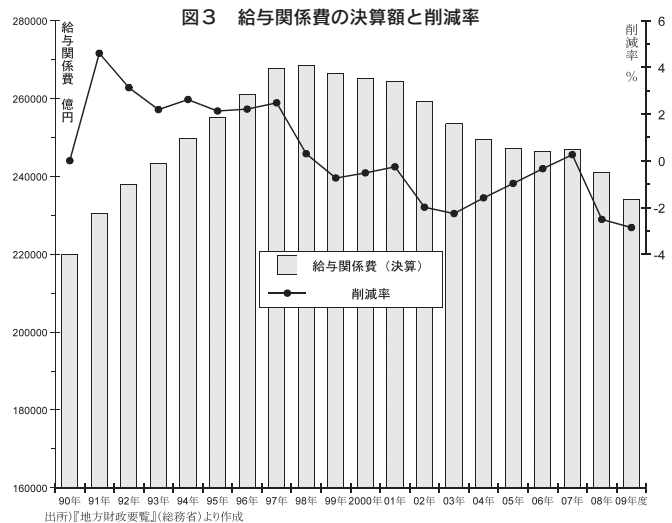
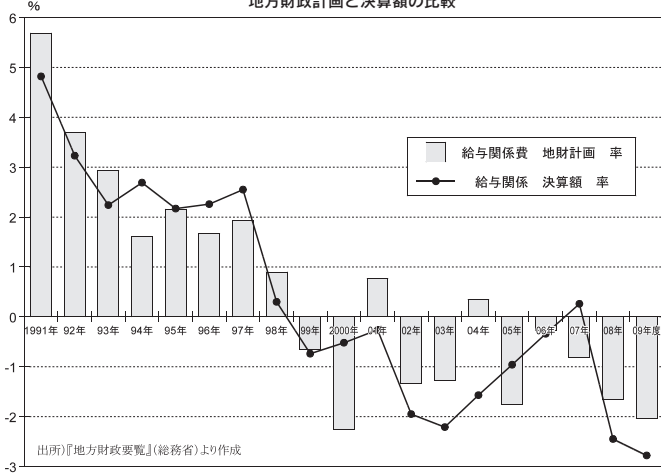
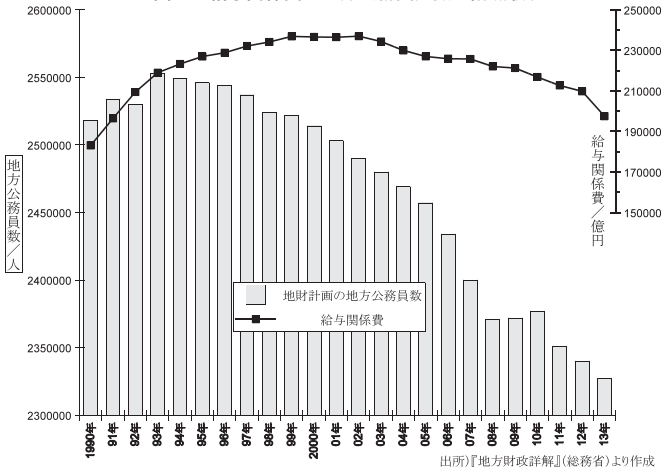


図4 給与関係費の伸び率
地方財政計画と決算額の比較



出所『地方財政要覧』(総務省)より作成

図5 給与関係費と地方公務員定数の削減状況



出所『地方財政詳解』(総務省)より作成

(表10) 給与削減分の各事業費への充当

① 地方公務員給与削減(うち一般財源▲7854億円)	▲ 8,504 億円
② 全国防災事業費(直轄・補助事業の地方負担分、全国防災事業費に計上) 全国防災事業費(起債充当率100%、交付税措置80%)	973
③ 緊急防災・減災事業費(地方単独事業) 緊急防災・減災事業費(起債充当率100%、交付税措置70%)	4,550
④ 地域元気づくり事業費 (地域の元気づくり事業は、普通交付税で財源措置) (算定に当たって、各自治体のこれまでの人件費削減努力を反映)	3,000
② + ③ + ④	8,253

こうした中、麻生財務大臣は、(a) 国家公務員と同様に東日本大震災の復興財源の捻出のため、地方公務員の給与を二年間の臨時措置として七・八%引き下げる、(b) その分の

そのままの雇用状態が継続すれば、厚生年金受給者にはなれず、将来、高齢化に伴いほとんどが生活保護受給者となり、その際の地方自治体負担も深刻になることが予測されるのである。

るもの九二六億円減、共済組合負担金改定によるもの七八八億円減などである。
退職手当も一九一三億円削減されている。
給与関係費は、二〇〇二年度の二三兆六九九八億円から二〇一三年度の一九兆七五〇〇億円まで、既に三兆九四九八億円削減され、削減率はこの一二年間で一六・七%になっている(図2)「地財計画の主な歳出」を参照)。

実際の給与関係費の状況を決算で見ても一九九八年度の二六兆八四〇三億円から二〇〇九年度二三兆四一七九億円まで三兆四二二四億円削減さ

れ、削減率は一二・八%になっている(図3)「給与関係費の削減額と伸び率(決算)を参照)。
給与関係費の削減額と伸び率(決算)と実際の決算とを伸び率で比較してみると、近年では決算の伸び率が計画の伸び率をはかに下回っている実態にある(図4)「給与関係費の伸び率(計画と決算比較)」を参照)。
また給与関係費の削減には、当然、地方公務員の定数削減が大きな影響を及ぼす(図5)「給与関係費と地方公務員定数の削減状況」を参照)。さらに地方公務員の定数削減状況を計画と実数を比較し

て見ると計画よりも実数がかかるかに上回っている。計画では一九九三年度から二〇一一年度までに二〇万二〇〇〇人削減しているが、実数では一九九四年度から二〇一〇年度までで、四一四四〇〇〇人削減しているのである。地方自治体は、二一〇二〇〇〇人計画よりも多く削減している。しかしその分、仕事や業務量が減っているわけではなく、その分は、非正規職員に置き換えているだけなのである。これら不安定雇用職員は、

地方交付税六〇〇億円を削減し復興財源に充てる、などの発言を財務省の財政制度審議会、国と地方協議の場等で繰り返し主張した。

地方六団体は、「地方は国を上まわる行財政改革を既に実施している」として猛反対したが、「国家公務員の給与削減を踏まえ、国に準じて必要な措置を講ずるよう要請する」との閣議決定で押し切られた(二〇一三・一・二四)。また総務大臣は「地方公務員の給与が高いから」「国の財政が厳しいから」行うものではなく、日本の再生に向けて国地方の対応策として二〇一二年度に限って行うものであるとわざわざ発言している(二〇一三・一・二四)。

これにより、二〇一三年七月から国家公務員と同様の給与削減の実施を前提に地方公務員の給与が削減されることになった。しかもこの給与削減額に見合った普通交付税額等を、表10のとおり、防災・減災事業、地域元気づくり事業費に充当することになったのである。

地方公務員給与費削減額八五〇四億円のうち一般財源(地方交付税)削減分は七八五四億円であり、残りは義務教育教職員等の補助金削減分である。

給与費の基準財政需要額が基準財政需要額全体(公債費含む、臨財債振り替え前)に占める割合は、県分六五%、市町村分三五%となっている。この割合で、地方交付税の削減額七八五四億円を按分すると削減額は、県分五一〇五億円、市町村分二七四九億円となる。

地域元気づくり事業費の算定については、各自自治体のこれまでの人件費削減努力を反映して、次のとおり、普通交付税の基準財政需要額を算定するとしている。事業費の内訳は県分(表11)は一九五〇億円(六五〇億円×三)、市町村分は一〇五〇億円(三五〇億円×三)である。

(表11) 地域元気づくり事業費の算定(県分)

$$\text{単位費用} \times \text{人口} \times \text{段階補正} \times (1 + a \times \text{ラスバイレ指数を用いた係数(A)} + b \times \text{職員数削減を用いた係数(B)})$$

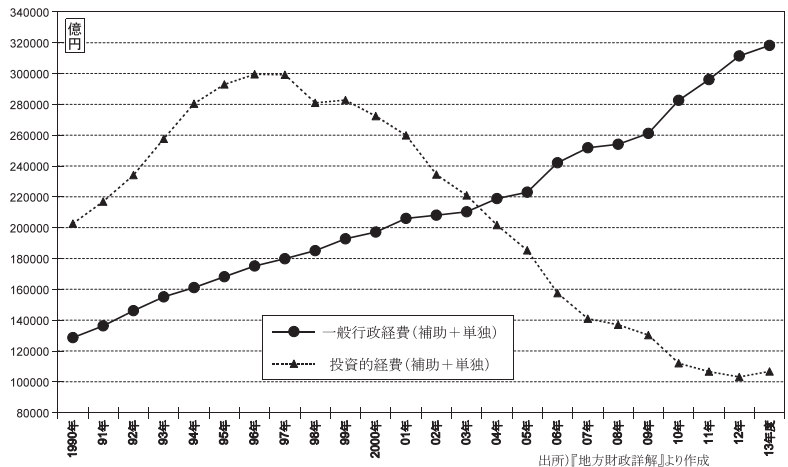
650億円(県分) 650億円(県分) 650億円(県分)

これによりラスバイレ指数の算定はラスバイレ指数が一〇〇を下まわる分に応じて割り増し、職員数の算定は、一九九三年～一九九七年(平成五年～九年)に比べて二〇〇八年～二〇一二年(平成二〇年～二四年)の職員数が削減されていれば割り増しとなる。

② 一般行政経費

一般行政経費は、一九九〇年代の約一二兆円から二〇一三年には三〇兆円を超え、三倍以上に膨れあがっている(図6「一般行政経費と投資的経費の推移」を参照)。特に補助的経費の推移」を参照)。特に補助的経費は、一九九〇年代の約一六兆三九一億円であり、前年度比五〇九億増となった。生活保護費は三兆八一二億円で前年度比三九五億増となった。その他、障害者自立支援給付費負担金は二兆一三九億円で一八六四億増、介護給付費負担金は二兆三六八億

図6 一般行政経費と投資的経費の推移



円で一二六億増、児童保護費負担金は一兆一七六四億円で八一五億増などとなっている(いずれも国負担と地方負担の合計)。

地方単独事業費は、約一三兆九九三億円となり、前年度比一八九八億増となった。

③ 投資的経費

投資的経費は、一九九七年度の約三〇兆円から

二〇一三年度には一〇兆円に削減されている。投資的経費の減額が続いているのは、地財計画の削減だけによるものではなく、かつてのバブル経済崩壊後の景気対策で公共事業をやりすぎた結果、地方自治体が借金の償還でにっちもさっちも行かなくなり、投資的経費から手を引き、借金の不必要な一般財源による一般行政経費の充実に方向転換した結果であろう(図6)「一般行政経費と投資的経費の推移」を参照。

二〇一三年度の投資的経費は一〇兆六六九八億円で、前年度比二二八六億円の減額になった。このうち直轄事業負担金は五八七四億円で、同二億円の減額。補助事業としての公共事業費は五兆七九四億円で、同六八四億円の減額となった。地方単独事業費は、約五兆三〇億円となり、同一六〇〇億円の削減になった。

④公債費

地方全体の借金の返済である公債費は一三兆一〇〇億円で、前年度比三二一〇億円増加した。地方の借入金残高は二〇一兆円あり、このうち、地方債残高は約一四五兆円、過去に行われた交付税特別会計の借入金残高は約三三兆円、公営企業債の残高は約二三兆円などとなっている。

⑤公営企業繰出金

公営企業繰出金は、二兆五八〇〇億円で、前年度比七九〇億円の削減となった。この削減分には、

地方公務員給与削減の一貫としての地方公営企業職員の給与費削減分が含まれている。公営企業債償還の普通会計負担分は一兆六四〇〇億円で、前年度比四二四億円の削減となっている。

⑥水準超経費

不交付団体の地財計画の標準的行政水準を超える分の経費である水準超経費は、東京都など不交付団体の住民税、法人関係税の増収を背景に、七五〇〇億円となり、前年度比一〇〇〇億円増加した。しかし不交付団体は、臨時財政対策債が今年度から不発行になるので余裕があるとは必ずしもいえない。

また今回の地方公務員の給与費削減額に見合った事業費として防災・減災事業、地域元気づくり事業費が計上され、これらに地方交付税が充当されるが、不交付団体にとってはこれらの地方交付税措置は全く関係がないのである。

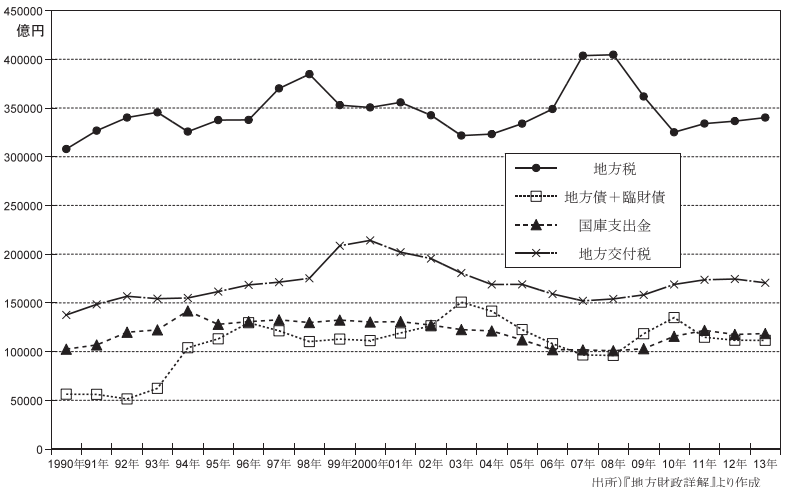
(4) 地方財政計画の歳入

地財計画の歳入の特徴は、地方税、地方譲与税、臨時財政対策債、国庫支出金が伸びたが、地方交付税、地方特例交付金、地方債はいずれも減額になったことである。

①地方税

地方税は、三四兆一七五億円で前年比三六〇六

図7 地方財政計画の主な歳入



億円の増収となった。都道府県では住民税所得割、法人事業税などの増収、市町村では住民税所得割、法人税割、固定資産税、たばこ税などの増収の結果である。なお住民税の年少扶養控除の廃止等により八八六億円が増収になるが、これは子宮頸がんワクチン接種緊急促進基金を活用した国庫補助事業に五二二億円、妊婦健康診査支援基金を活用した国庫補助事業に三六四億円の一般財源化に活

用されることになった。

地方税の自主財源の増収は望ましいが、その分、一般財源が増えるので、その分の歳出が増えない限り、一般財源の不足を補てんする地方交付税の減額となってくる。

②地方譲与税、地方特例交付金

地方譲与税は二兆三四七〇億円、前年度比八五五億円の増収となった。地方特例交付金は、一二五五億円で、前年度比二〇〇億円の減額になった。

③地方交付税

地方交付税は、一七兆六二四億円で、七年ぶりに前年度比三二九一億円の減額となった。

その内容は、国税五税の法定率分は一〇兆七九四八億円であるが、ここから国税決算精算分三八〇八億円、交付税特別会計借入金償還額一〇〇〇億円、交付税特別会計借入金利子支払一七四六億円が差し引かれ、前年度からの繰越金二一九九億円が加算される。これに一般会計からの法定加算分五兆六一七六億円、地方公共団体金融機構の金利変動準備金活用六五〇〇億円を加えて一七兆六二四億円となっている。

④一般財源の規模

一般財源は、地方税三四兆二九八億円、地方譲与税二兆三四七〇億円、地方特例交付金一二五五

億円、地方交付税一七兆六八二二億円、臨時財政対策債六兆二一三二億円、計六〇兆三九七七億円であり、ここから不交付団体の水準超経費分七五〇〇億円を差し引くと合計五九兆六四七七億円となり、交付団体の一般財源は過去最高の水準である。

ただし借金の多い自治体では、その返済である公債費に地方交付税の大半が食われて財政が苦し

図8 一般財源規模の推移（水準超経費以外）

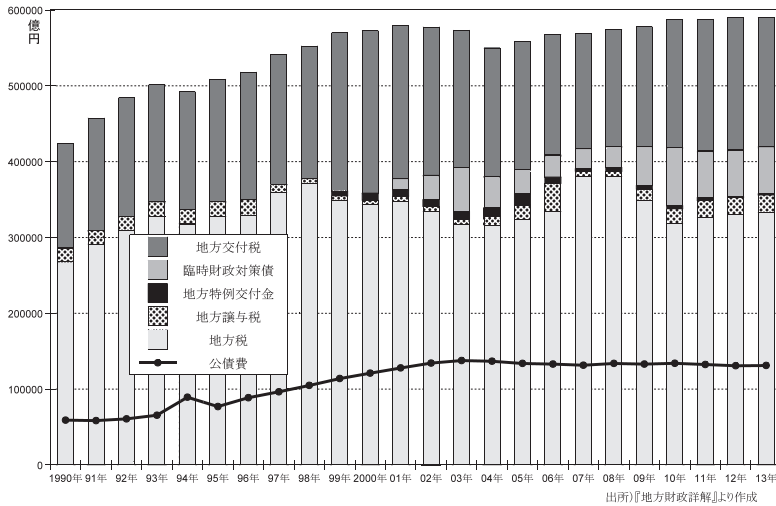
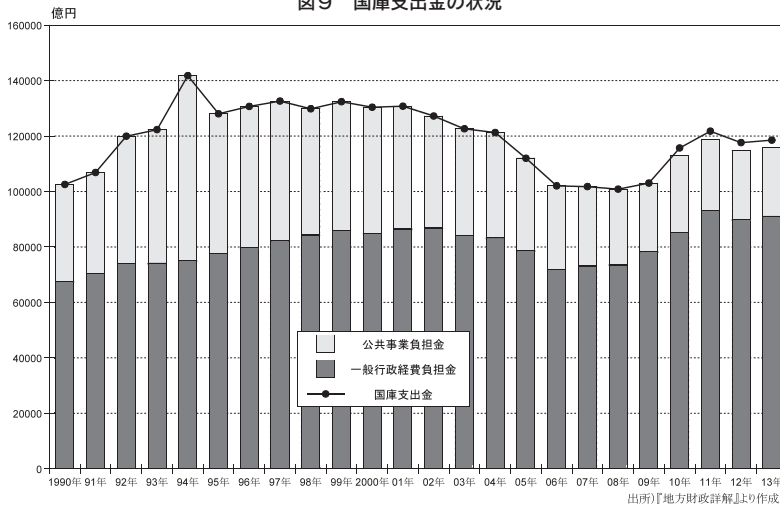


図9 国庫支出金の状況



いということになる（図8「一般財源規模の推移（水準超経費以外）」を参照）。

⑤国庫支出金

国庫支出金は、一一兆八五〇三億円で、前年度比八九九億円増加した。そのうち普通補助負担金は九兆一〇六二億円で、前年度比一一七三億円増となった。義務教育職員給与負担金は、地方公務

員の給与削減を反映して六九七億円減額された。生活保護費負担金は一八七〇億円、児童保護費負担金は四〇八億円、障害者自立支援給付費負担金は九三二億円それぞれ増額された。

公共事業補助負担金は二兆四七四五億円で、前年度比二三九億円減額となった。

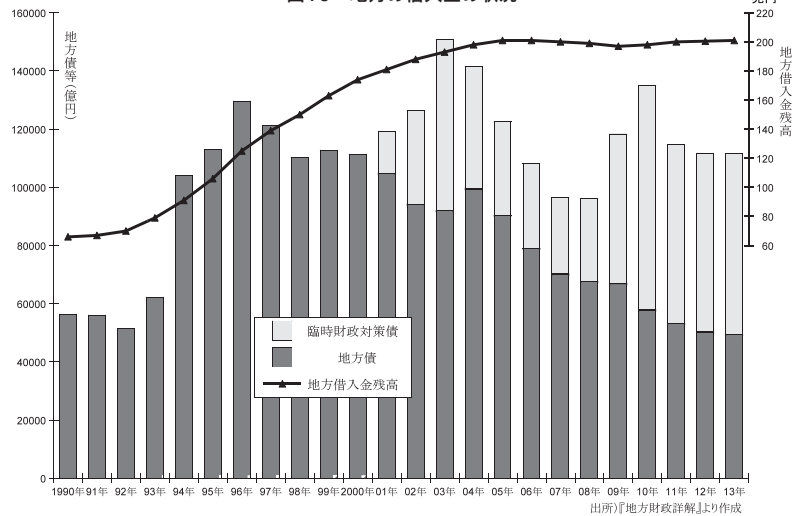
⑥ 地方債

地方債は一一兆二七三億円で、前年度比三三一一億円の減額となっている。このうち通常債は四兆一三八五億円で同七三六億円減、財源対策債は八〇〇〇億円で同二〇〇億円減となり、臨時財政対策債（元利償還金の一〇〇％を基準財政需要額に算入）は六兆二一三二億円で前年度比七九九億円の増額になっている。地方債に占める「赤字地方債」である臨時財政対策債のウェイトが高まってきているのが問題である（図10「地方の借入金状況」を参照）。

建設地方債は、後世代のために資産形成として残るが、赤字地方債は何も残らない可能性があるからである。

臨時財政対策債は、二〇一一年度から三年間で、「人口基礎方式」を廃止してきたが、二〇一三年度から完全に「財源不足額基礎方式」に移行することになる。また不交付団体は、二〇一三年度から臨時財政対策債が発行できなくなり、その分、財政難に直面しよう。

図10 地方の借入金の状況



おわりに

来年、二〇一四年度の地方財政は、多方面にわたって種々の難題に直面することになる。まず国税の消費税と地方消費税の増税が始まることである。自公政権では、消費税の一〇％引上げ時から低所得者対策として食料品等の軽減税率導入の

方向が決まっており、旧政権の消費税引き上げ分は全額社会保障費に充当するとの約束も形骸化し、社会保障費に充当するなら消費税の引き上げもやむを得ないとして賛成した国民の期待を裏切ることにもなりかねないことになる。また軽減税率導入で、当然、消費税収、地方消費税収も減収になる。

また自公政権内では、ゴルフ場利用税（都道府県五四六億円、市町村三八四億円）、自動車取得税（都道府県一九一六億円、市町村交付金一三八二億円）、自動車重量税（市町村自動車重量譲与税三八一三億円）などを廃止させる方向で議論が進んでいる（いずれも二〇一一年度決算額）。これらが廃止になれば代替税源、代替財源の確保が最重要課題になる。

さらには地方法人特別譲与税（一兆四一五九億円）を元の法人事業税に戻すか、廃止して地方消費税の税率引上げに組み入れるか、などについての議論も総務省内で進められている。来年度予算の七月概算要求時より、地方からの取り組み強化が求められよう。

へたかぎ けんじ・前地方自治総合研究所研究員

本稿は二〇一三年三月五日、札幌で開催した自治体財政セミナーの講演をまとめたものです。
文責・編集部